○財務省告示第三百四十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十九年八月二十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年九月二十八日

財務大臣　額賀　福志郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第四回	百五億円	九十五円七十銭
〃	〃	十億円	九十五円七十一銭
〃	〃	三十五億円	九十五円七十五銭
〃	第五回	三十億円	九十七円八十六銭
〃	〃	三十億円	九十七円八十八銭
〃	〃	百五億円	九十七円九十銭
〃	〃	十億円	九十七円九十二銭
〃	〃	七十億円	九十七円九十四銭
〃	第七回	五億円	九十七円五十二銭
合計		四百億円	